

蘭越町移住支援制度

事業一覧

1 住宅準備助成事業

2 住宅取得奨励事業

3 空き家利活用登録準備助成事業

移住者対象制度

事業のおおまかな流れ※ 3の事業を除く

- 1 町へ提出 ▶ 交付申請必要書類
- 2 町から送付 ▶ 交付決定通知書
- 3 着工～竣工
- 4 町へ提出 ▶ 実績報告必要書類、請求書
- 5 町から送付 ▶ 補助金額確定通知書
- 6 町から支払 ▶ ⑤で決定した額の補助金

1 住宅準備助成事業

蘭越町への転入時に生じた対象経費を助成する、移住者を対象とした事業

対象者

蘭越町内の賃貸住宅または町営住宅に転入した方
2024年4月以降に転入かつ転入日から6か月以内の申請であること

金額上限

最大10万円の補助（1,000円未満の端数切り捨て）

対象費用

- 1 引っ越し費用
- 2 暖房器具、給湯器、ボイラーの購入・設置費用

交付申請 必要書類

- 交付申請書
- 住民票（世帯全員）
- 前居住地での納税証明書
- 誓約書
- 賃貸の場合契約書の写し
- 補助金申請経費がわかる書類および写真

実績報告 必要書類

- 実績報告書
- 事業者からの領収書
- 設置後の器具の写真（②の場合）

申請の条件

- 1 蘭越町への住民登録が済んでおり、かつ転入日が2024年4月1日以降であること
- 2 蘭越町内の賃貸住宅または町営住宅に居住していること
- 3 住民登録（転入日）から6か月以内の申請であること
- 4 町内会に加入済（加入が確約されている）であること
- 5 補助金の交付日から5年以上転居・転出をしないこと
- 6 補助金対象となるのは1世帯1名のみ
 - ▶ 世帯転入の場合：世帯主が申請者
 - ▶ 世帯分離の場合：いずれかの世帯主が申請者
- 7 補助金対象になるのは事業者と契約した経費のみ
- 8 前居住地での税滞納がないこと
- 9 現在公務員ではなく、また、転勤による転入ではないこと

2 住宅取得奨励事業

住宅の新築もしくは中古住宅を購入した場合の費用を助成する、移住者を対象とした事業

対象者

定住目的で2024年4月以降に蘭越町内で住宅を新築する、もしくは中古住宅を購入した方 かつ、転入日から5年以内の申請であること

金額上限

以下対象①の場合、最大**140万円**の補助
②の場合、最大**120万円**または**190万円**の補助

対象費用

- 1 住宅の新築にかかる費用
- 2 中古住宅の購入費用

中古住宅を購入した場合は、以下も補助金の加算対象となる。
■リフォームにかかる費用
■解体、建て直しにかかる費用

基本額・加算額について

① 新築の場合

ZEH住宅基準を
満たした場合
+20万円

町内業者で新築
+20万円

基本額
100万円

② 中古住宅購入の場合

■中古住宅購入+解体の場合

ZEH住宅基準を
満たした場合
+20万円

解体、建て直し
(住宅基礎の利活用可)
+100万円

基本額
70万円

■中古住宅購入+改修の場合

町内業者で改修
(100万円以上の
改修費用の場合のみ)
+最大50万円

基本額
70万円

① 新築の場合

- 交付申請書
- 事業計画書
- 誓約書
- 経費がわかる書類
- 平面図、位置図
- 着工前の全体図
- 前居住地での納税証明書

② 中古住宅購入の場合

- 交付申請書
- 事業計画書
- 誓約書
- 経費がわかる書類
- 平面図、位置図
- 着工前の全体図
- 前居住地での納税証明書
- 登記簿（後日提出）

※ZEH住宅の場合は、基準がわかる書類（省エネ計算等）

交付申請 必要書類

実績報告 必要書類 (①②共通)

- 実績報告書
- 事業実績書
- 工事代金領収書の写し
- 全体写真（竣工後）
- 住民票（世帯全員）
- 住宅の登記簿（新築の場合）

申請の条件

- ① 2024年4月1日以降に住宅を新築または購入している（する）こと
- ② 住民登録（転入日）から5年以内の申請であること
- ③ 町内会に加入済(加入が確約されている)であること
- ④ 補助金の交付日から5年以上転居・転出をしないこと
- ⑤ 住宅敷地が町から貸与されたものではないこと
- ⑥ 町の補助金を受けたことがない住宅であること
- ⑦ 購入した住宅の所有権を有していること（持ち分比率は不問）
- ⑧ 購入した住宅の所有権保存・移転登記が完了していること
- ⑨ 前居住地での税滞納がないこと

3 空き家利活用登録準備助成事業

不動産登記関連費用を助成する事業

対象者

蘭越町内に空き家を所有しており、不動産登記を行いたい方
※蘭越町外にお住まいの方でも申請することが可能

金額上限

最大10万円の補助（1,000円未満の端数切り捨て）

対象費用

現在主な居住地として使用していない空き家に関する
不動産登記に関連する費用

必要書類

- 登記簿の写し
- 居住地における納税証明書
- 誓約書
- 補助金申請経費がわかる書類

申請の条件

- 1 蘭越町内に、現在主な居住地として使用していない空き家を所有していること
- 2 表題登記、相続登記、住所変更等の不動産を売却する際に必要となる手続きであること※売買契約における所有権移転登記は除く
- 3 住宅敷地が町から貸与されたものではないこと
- 4 所有する空き家を蘭越町の空き家バンクに登録すること
- 5 居住地での税滞納がないこと

※蘭越町外に居住していても申請可能

お問い合わせ先

蘭越町役場総務課企画防災対策室
まちづくり推進係

TEL：0136-55-6836（直通）